

検討テーマの下で行われた調査の概要（平成23年2月末時点）

1 目的
 ロシア先沖合漁業協定（1984年発効）に基づくロシア連邦の200海里水域（以下「ロシア水域」という。）で操業していた北転船において、過去数年にわたるロシア政府から認められた漁獲枠を超えて漁獲していたことが明らかになったことから、ロシア水域における操業の適正化を図る観点から、ロシア水域に入漁している他の漁業についても、漁獲枠の遵守状況を中心として、その操業実態を把握するために調査を実施。

2 調査実施主体 水産庁及び北海道

3 調査対象
 平成22年にロシア水域で操業する許可を受けたさけ・ます流し網漁業及び当該漁業の兼業先漁業並びに沖合底びき網漁業の一部

（単位：隻数）

	H22 ロシア水域		
	調査対象隻数	（操業した船）	〔操業許可を取得した船〕
さけ・ます流し網漁業	36	（36）	〔36〕
うち中型	20	（20）	〔20〕
小型	16	（16）	〔16〕
さんま漁業	34	（196）	〔197〕
底はえ縄漁業	9	（20）	〔20〕
いか釣漁業	1	（44）	〔45〕
沖合底びき網漁業	7	（13）	〔28〕
計(延べ)	87	（309）	〔326〕

4 調査の時期 2月10日から22日

5 調査の場所 北海道：根室、厚岸、釧路、大樹、広尾、浦河、札幌
 千葉県：銚子、東京都：東京

- 6 調査の方法
- ① ロシア水域の操業実態、漁獲実態に関する基礎データを得るため予め基礎データ記入票（過去の漁獲量等を記載するもの）を送付し、漁業者に記入を依頼
 - ② 水産庁及び北海道の調査員が経営体の代表者及び責任者（一部代理人を含む。）から、漁獲割当量の超過、金品の提供の有無等につき聞き取りを実施
 - ③ 聞き取りの際に、船ごとの漁獲枠とのチェックの観点から、漁業者から操業日誌（毎日の漁獲量等を船内で記載）及び仕切書（市場が販売量等を記載）のコピーを受領
- （注）操業日誌の記載については、さけ・ます流し網漁業、さんま漁業（大臣許可のみ）、底はえ縄漁業について、水産庁及び北海道が義務づけ。中型さけ・ます流し網漁船については、毎年の漁期終了後、操業日誌を水産庁に任意で提出、小型さけ・ます流し網漁船については、操業日誌写しの北海道への提出を義務付け。）
- ④ 水産庁及び北海道において、聞き取りの状況及び操業日誌、仕切書を確認

調査結果のまとめ

【中型さけ・ます流し網漁業】(20隻19人)

【ロシア側による漁獲量のチェック】

- ・ 入出域通報、漁獲日報及びVMSによる位置通報を義務付け。
- ・ 日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が3名程度乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
- ・ チェックポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。

1 ヒアリング結果

漁獲量の超過を認めた者：4隻

(平成14年及び平成16年に2の水揚げ検査の結果判明した違反。行政処分済み。)

ロシア人に対する金品の提供を認めた者：なし。

(ただし、コメントを拒否した者が1名。)

2 漁獲量のチェック

平成14年以降、超過漁獲防止をより徹底する観点から毎年、水揚げ検査を実施。検査は全船対象であるが、1隻につき、平均3航海のうち2航海程度について実施。

なお、検査を実施できなかった場合についても、水揚げ終了後、速やかに、その航海中の操業日誌(写し)、市場の発行する仕切書(写し)及び検査報告書(写し)の提出を求め、数量を審査・把握。

この結果、調査対象船のうち上記1の4隻以外の漁船についてはロシアの船別割当量を超過した船は認められず。

3 操業日誌

毎年の漁期終了後、水産庁に対して任意で毎日の漁獲量を記録した操業日誌を提出。平成14年以降、操業日誌に記載された漁獲量がロシアの船別割当量を超過した船は認められず。

4 仕切書

中型さけ・ます流し網漁船は、指定された1つの陸揚港に水揚げしている。水揚げされた市場での販売量が記載された仕切書により、航海毎の水揚げを集計したところ、ロシアが定めた船別割当量を超過した船は認められず。

(参考) データ提出状況

基礎データ記入票	仕切書	操業日誌
5年分提出	6隻	0隻
4年分提出	3隻	0隻
3年分提出	6隻	10隻

〔漁期終了後に全船提出済み〕

2年分提出	3隻	7隻
1年分提出	0隻	0隻
提出なし	2隻	3隻

(注)休漁した年についても、提出がなかったものとしてカウント。

5 調査担当者コメント

漁業者のコメントのほか、水揚げ検査、操業日誌、仕切書等のいずれも超過漁獲を伺わせるような証拠は認められなかった。ただし、基礎データ記入票の提出がなかったものが2隻、仕切書の提出がなかったものが3隻あった。

【小型さけ・ます流し網漁業】(16隻14人)

【ロシア側による漁獲量のチェック】

- ・ 入域通報、漁獲日報及びVMSIによる位置通報を義務付け。
- ・ 日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が3名程度乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
- ・ チェックポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。

1 ヒアリング結果

漁獲量の超過を認めた者：なし
ロシア人に対する金品の提供を認めた者：なし

2 漁獲量のチェック

小型さけ・ます流し網漁業については、平成14年以降、超過漁獲防止をより徹底する観点から毎年、水揚げ検査を実施。検査は全船対象であるが、1隻につき、平均7航海のうちほぼ全数について実施(カバー率約95%)。なお、検査を実施できなかった場合についても、水揚げ終了後、速やかに、その航海中の操業日誌(写し)及び市場の発行する検査報告書(写し)の提出を求め、数量を審査・把握。
この結果、いずれの漁船についてもロシアの船別割当量を超過した船は認められず。

3 操業日誌

水揚げの都度、毎日の漁獲量を記録した操業日誌(写し)を提出。平成14年以降、操業日誌に記載された漁獲量がロシアの船別割当量を超過した船は認められず。

4 仕切書

小型さけ・ます流し網漁船は、指定された1つの陸揚港に水揚げしている。水揚げされた市場での販売量が記載された仕切書により、航海毎の水揚げを集計したところ、ロシアが定めた船別割当量を超過した船は認められず。

(参考) データ提出状況

基礎データ記入表	仕切書	操業日誌
5年分提出 7隻	1隻	0隻
4年分提出 1隻	0隻	0隻
3年分提出 6隻	5隻	15隻
2年分提出 0隻	0隻	1隻
1年分提出 0隻	1隻	0隻
提出なし 2隻	9隻	0隻

(注) 休漁した年についても、提出がなかったものとしてカウント。

5 調査担当者コメント

漁業者のコメントのほか、水揚げ検査、作業日誌、仕切書等のいずれも超過漁獲を伺わせるような証拠は認められなかった。ただし、基礎データ記入票の提出がなかったものが2隻、仕切書の提出がなかったものが、9隻（16隻の過半）あった。

【さんま漁業】(34隻32人)

【ロシア側による漁獲量のチェツク】
 ・ 入出域通報、漁獲日報及びVMSによる位置通報を義務付け。
 ・ 日本側が用意した監督官船13隻にロシア人17名が乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
 ・ チェツクポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。
 (注) 同一の航海で、ロシア水域での操業と日本水域での操業が行われることがある。

1 ヒアリング結果 認められた者：なし
 漁獲量の超過を認めた者の提供を認められた者：なし
 ロシア人に対する金品を拒否した者が1名)
 (ただし、コメントを拒否した者が1名)

2 操業日誌
 操業日誌については、既に廃棄したとの理由で、ほとんど入手できなかった。
 提出量を超えた3隻については、操業日誌に記載された漁獲量がロシアの船別割当量を超えた船舶は認められなかった。
 (注) 操業日誌は、国内法令上、記載義務はあるが、漁期終了後の保管及び提出義務はない。

3 仕切書
 仕切書に記載の水揚数量と操業日誌の漁獲量とを突合わせた。この結果、両者の数値に食い違いは無かった。
 (注) 同一航海で、ロシア許可に基づく操業と日本水域での操業が仕切り書では分かれていない。

(参考) データ提出状況		基礎データ記入票		仕切書	操業日誌
5	年分提出	2	3	0	0
4	年分提出	0	0	0	0
3	年分提出	7	5	1	0
2	年分提出	2	1	3	0
1	年分提出	0	3	5	3
	提出なし	2	2	1	1

4 調査担当者コメント
 さんま許可に基づいては、操業日誌の提出率が低く、また、仕切書のみではロシア側の聞き取りのほかに、3隻から提出された操業日誌から、超過漁獲を伺わせるような証拠は認められなかった。
 なお、さんが行われることが、同一航海でロシア許可に基づく操業と日本水域のロシア側の検査が確実に行われることが不可欠。

【いか釣り漁業】（1隻1人）

【ロシア側による漁獲量のチェツク】
 ・ 入出域通報、漁獲日報及びVMSによる位置通報を義務付け。
 ・ 日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が3名乗船、また、ロシア操業船4隻のうち5隻にロシア人が乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
 ・ チェツクポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。
 (注) 同一の航海で、ロシア水域での操業と日本水域での操業が行われることがある。

1 ヒアリング結果 確認した者：なし
 漁獲量の超過を認めた者：なし
 ロシア人に対する金品の提供を認めた者：なし

2 操業日誌
 操業日誌については、既に廃棄したとの理由で入手できなかった。
 (注) 操業日誌は、国内法令上、記載義務、漁期終了後の保管及び提出義務がない。

3 仕切書
 今回仕切書の提出はあったが、操業日誌の提出がなかったため、両者の突合わせは出来なかった。
 (注) 同一航海で、ロシア許可に基づく操業と日本水域での操業が仕切書では分かれていない。

(参考) データ提出状況	基礎データ	記入票	仕切書	操業日誌
5年分提出	1隻	0隻	0隻	0隻
4年分提出	0隻	0隻	0隻	0隻
3年分提出	0隻	0隻	0隻	0隻
2年分提出	0隻	0隻	1隻	0隻
1年分提出	0隻	0隻	0隻	1隻

4 調査担当者のコメント
 漁業者のコメントでは、超過漁獲は無いとのことであった。操業と日本水域のいか釣り漁業について、同一航海でロシア許可に基づく操業と日本水域の操業が行われることがあることから、基本的にチェツクポイントにおけるロシア側の検査が確実に漁業では、これまでどおり、ロシア水域の依存度は、他の漁業に比べて低く、ロシア水域の割当量に余裕がある。

【底ほえ縄漁業】(9隻9人)

【ロシア側による漁獲量のチェック】

- ・ 入出域通報、漁獲日報及びVMSによる位置通報を義務付け。
- ・ 30トン以上船(6隻)については、各船にロシア人が1名乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
- ・ 30トン未満船(14隻)については日本側が用意した監督官船1隻にロシア人が2名乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
- ・ チェックポイント等において、ロシア取締船により漁獲量を確認。

1 ヒアリング結果
 漁獲量の超過を認めた者：なし
 ロシア人に対する金品の提供を認めた者：なし

2 操業日誌
 操業日誌については、既に廃棄したとの理由で、ほとんど入手できなかった。提出のあった4隻については、操業日誌に記載された漁獲量がロシアの船舶別漁獲量を超過した船は認められなかった。
 (注) 操業日誌は、国内法令上、記載義務はあるが、漁期終了後の保管及び提出義務はない。

3 仕切り書
 仕切り書に記載の水揚げ数量と操業日誌の漁獲量とを突合させた。この結果、両者の数値に食い違いは無かった。

(参考) データ提出状況

基礎データ記入表	仕切り書	操業日誌
5年分提出 3隻	0隻	0隻
4年分提出 0隻	0隻	0隻
3年分提出 5隻	4隻	0隻
2年分提出 1隻	1隻	0隻
1年分提出 0隻	0隻	4隻
提出なし 0隻	4隻	5隻

4 調査担当者コメント
 底ほえ縄漁業については、操業日誌の提出率が低く留まったが、漁業者からの聞き取りのほか、提出された操業日誌、仕切り書等のいずれも超過漁獲を伺わせるような証拠は認められなかった。

【沖合底びき網漁業】（7隻6人）

【ロシア側による漁獲量のチェック】
 ・各船にロシア人が1名乗船し、ロシア水域での漁獲量等、操業規則の遵守を確認。
 (注) 同一航海で、ロシア許可に基づく操業と日本水域での操業が行われることがある。

1 ヒアリング結果
 漁獲量の超過を認められた者： なし
 ロシア人への金品の提供を認められた者： なし

2 操業日誌
 操業日誌について、既に廃棄したとの理由で入手できず、漁獲量との突合ができなかつた。
 (注) 操業日誌は、国内法令上、記載義務がない。

3 仕切書
 仕切書については、入手できず、漁獲量との突合ができなかつた。
 (注) 同一航海で、ロシア許可に基づく操業と日本水域での操業が仕切り書では分かれていない。

(参考) データ提出状況

基礎	データ記入票	仕切書	操業日誌
5年分提出	0隻	0隻	0隻
4年分提出	0隻	0隻	0隻
3年分提出	0隻	0隻	0隻
2年分提出	2隻	0隻	0隻
1年分提出	1隻	0隻	0隻

4 調査担当者コメント
 漁業者のコメントでは、乗船しては、超過漁獲はないとのことであった。ロシア許可に基づく各船にロシア人が1名乗船している。また、同一航海で、ロシア側の検査が確実に実施されることが不可欠。